

Press Release



報道関係者各位

令和4年5月30日
女 川 町

女川町産業安定支援金交付事業

女川町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、幅広い業種において厳しい経営環境が続いていることから、町内事業者における経営及び雇用の安定、当該感染症の拡大防止対策等を支援するため支援金を交付いたします。

今回の支援金の対象は令和2年度に実施された「産業維持支援金」と同様ですが、年間の売上比較で売上が20%以上減少していることと年間の事業収入が250万円以上であることが必要となります。

また、国の事業復活支援金を受給又は受給見込みの場合は対象外となります。

■支援金の額 1 事業者当たりの支援金の額

20万円	個人事業主
40万円	年間売上高1億円未満の法人
60万円	年間売上高1億円以上、5億円未満の法人
100万円	年間売上高5億円以上の法人

■申請期間 令和4年6月1日(水)から令和4年9月30日(金)まで

■受付会場 女川町役場庁舎 2階 産業振興課
※郵送の場合の宛先は女川町産業振興課

■その他詳細 別添チラシ及び町HP参照。

担当：産業振興課商工労働係
電話：0225-54-3131（内線 681・682）
FAX：0225-53-5483
メール：syoko2@town.onagawa.lg.jp



女川町産業安定支援金交付事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、幅広い業種において厳しい経営環境が続いていることから、町内事業者における経営及び雇用の安定、当該感染症の拡大防止対策等を支援するため、支援金を交付いたします。

◆支援金の概要

▶ 支援金の額

区分	年間売上高（事業規模）	交付額
法人	5億円以上	100万円
	1億円以上、5億円未満	60万円
	1億円未満	40万円
個人事業主		20万円

注意！ 対象は令和2年度に実施された【産業維持支援金】と同じですが、今回は売上が20%以上減少していることと年間の事業収入が250万円以上であることが必要となります。

さらに、国の事業復活支援金を受給又は受給見込みの場合は対象外となります。（その他にも確定申告は必須。）

対象となる法人、個人事業主

- ①令和2年度に実施された産業維持支援金の対象要件を満たす法人及び個人事業主
- ②令和3年3月以前から町内事業所で売上を得ており、今後も事業を継続する意思がある者。
- ③新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、令和3年分（法人の場合は直近）の確定申告書の年間事業収入額と令和2年分（法人の場合は前期）又は令和元年分（法人の場合は前々期）の確定申告書の年間事業収入額を比較して20%以上減少した者。
※事業収入にはコロナ関連補助金等を含みます。
- ④令和元年（法人の場合は前々期）又は令和2年（法人の場合は前期）における年間の事業収入総額が250万円以上である者。

申請方法等は裏面に記載

取り戻そう笑顔あふれる女川町





対象とならない法人、個人事業主

- ①国の事業復活支援金を受給又は受給対象となっている者
- ②国及び法人税法別表第一に規定する公共法人
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ④政治団体
- ⑤宗教上の組織又は団体
- ⑥女川町暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- ⑦町から運営費補助金やこれに準ずる補助金を受けている者
- ⑧家内労働者等に該当する者（内職、保険外交員、検針員など）
- ⑨町外に事務所、店舗等を構え事業を営む者
- ⑩事業収入が給与収入より少ない個人事業主

申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②売上減少計算シート（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④振込先口座の通帳の写し

（法人の場合：法人名義、個人事業主の場合：事業代表者の名義）

- ⑤本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
(支社・支店等についてはその所属長の本人確認書類)

⑥決算関係書類等

■法人の場合、個人事業主の場合、必要な書類が異なりますので、申請書と一緒に備え付けている申請書類一覧表をご確認のうえ提出願います。

※町ホームページからもダウンロード出来ます。

⑦その他町長が必要と認める書類

申請方法	郵送又は持参（持参の場合は開庁日の9:00～17:00） ※申請書用紙は町ホームページからのダウンロードの他、役場産業振興課、女川町商工会、女川町観光協会、宮城県漁業協同組合女川町支所に備え付けております。
申請期間	令和4年6月1日（水）から令和4年9月30日（金）まで

お問合せ
申請先

〒986-2265 女川町女川一丁目1番地1
女川町産業振興課 TEL: 0225-54-3131
事業者の方：商工労働係 内線681・682
漁業者の方：水産係 内線672



取り戻そう笑顔あふれる女川町

